

国内の医療・健康の向上に貢献する事業を行っている非営利団体に対し、助成をしてその事業を支援します。助成金を申込む団体を下記の要項により募集します。

なお、助成の可否は有識者からなる審査委員会において決定されます。

1.助成金名

医療・健康向上貢献事業助成金

2.助成対象団体

公益事業として医療・健康向上に貢献する事業を継続して行っている下記のような団体

・公益法人(社団/財団)、認定NPO法人、NGO法人等

3.助成対象事業

医療教育、医療普及啓発活動、検診/患者支援の促進等、医療・健康の向上に貢献する事業。但し、採択より1年以内に開始できる事業に限ります。直接社会に貢献できる事業を支援します。

4.採択件数および募集期間

・年間助成件数は国内・海外合わせて10件とします。

・申請受付は2016年6月1日より開始します。但し、既定件数に達した時点で募集を締め切ります。

※2016年度の募集は締め切りました。

5.助成金額

助成対象事業の1件当たりの助成金額は100万円とします。

6.助成金の使途

・助成金の使途は対象事業での直接的に必要な経費とします。

・但し、職員の人件費は不可とします。

7.助成期間

理事会の承認後1年間とします。

8.申請方法

以下よりダウンロードした専用の申請書に必要な事項を記載し提出してください。受付は随時とし、提出方法は郵送のみ、または郵便およびメールにて行ってください。メールへの電子ファイルの添付は申請書のみ可とします。

● [申請書ダウンロード - 90KB](#) 

9.審査方法

専門家による審査委員会にて、審査チェックポイントに則り、公益性、事業内容等を審査し、理事会が決定します。

10.採否の通知

審査は2016年11月ごろに行い、年内に採否通知を行う予定です。

11.助成金の交付

助成決定後、指定された銀行口座に一括送金します。

12.実績の報告

助成金を受けた団体は、期間終了後1ヶ月以内に事業実績報告書(収支報告も含む)の提出が必要です。

13.その他

- (1) 助成金受給者は申請書記載の代表者氏名、申請機関名、プロジェクト名が当法人ホームページに公表されます。
- (2) 提出された申請書は返却しません。
- (3) 審査の経緯については開示しません。
- (4) 助成決定後、事業内容、実施方法等変更がある場合は、速やかに財団まで届出、承認を得てください。
- (5) 助成金を目的外に使用したり、虚偽の報告を行った場合は助成金の返還を求めることがあります。

<照会・送付先>

公益財団法人 テルモ生命科学芸術財団

担当:窪田、加藤

〒259-0151 神奈川県足柄上郡中井町井ノ口1500

TEL:0465-81-4236 FAX:0465-81-4237

e-mail:zaidan@terumo.co.jp